

新型コロナウイルス関連情報（10月11日現在）

1 喫連邦保健省によれば、11日（日）15時現在、新たにオーストリア国内で1,038名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が発生し、死亡事例数の修正（注）があった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は55,781名（内死亡数：851名、治癒数：43,448名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：20,573名(+357)(内死亡273名、治癒14,775名)
- ・ニーダーエスタライヒ州：8,429名(+93)(内死亡125名、治癒6,813名)
- ・オーバーエスタライヒ州：8,113名(+146)(内死亡76名、治癒6,718名)
- ・チロル州：6,980名(+99)(内死亡110名、治癒6,111名)
- ・シュタイアーマルク州：4,127名(+124)(内死亡175名、治癒3,268名)
- ・ザルツブルク州：2,863名(+73)(内死亡43名、治癒2,195名)
- ・フォアアールベルク州：2,381名(+56)(内死亡25名、治癒1,852名)
- ・ケルンテン州：1,198名(+43)(内死亡13名、治癒926名)
- ・ブルゲンラント州：1,117名(+47)(内死亡11名、治癒790名)

（当館注：ウィーン市で2名の死亡数が新たに計上され、また、ニーダーエスタライヒ州の死亡数が3名減となり、合計851名となりました。）

2 11日、スロベニア政府は新型コロナウイルスの危険地域からチロル州、フォアアールベルク州を除外しました。これにより、12日（月）午前0時以降、両州からスロベニア入国に際しての制限は解除されます。ただし、ウィーン州に対する危険地域指定は継続されていますので、ウィーン州からスロベニアに入国する者に対して、原則的にEU加盟国またはシェンゲン協定加盟国が発行した48時間以内の陰性証明書の提示または10日間の隔離が義務付けられています。

オーストリア外務省ホームページ

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/slowenien/>

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html